

「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

令和8年4月24日
国土交通省海事局

国土交通省では、令和4年10月3日から令和4年11月3日までの期間、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行ったところ、1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

また、標記省令は令和4年11月30日に公布されましたので、お知らせいたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の概要及びそれに対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	「近年、いか釣り漁業において、我が国排他的経済水域内における外国漁船の漁場占拠により安全性の確保が望めないことから、長期間にわたり操業機会を喪失し、経営維持が著しく困難」という状況の改善が先でしょうに。まずは外国漁船の取締をしっかりとってください。	外国漁船の取締りに関しては、水産庁及び海上保安庁の所管となります。省令案の内容については異議のないものとして承ります。